

保険証をカード化

国民健康保険
被保険者証

有効期限 平成24年3月31日

記号番号 幅 15-123456
氏名 国保 一郎 性別 男
生年月日 昭和33年12月27日
世帯主氏名 国保 太郎
住所 京都府八幡市
八幡町内75番地
資格取得年月日 平成16年7月1日
交付年月日 平成23年4月1日
保険者番号 2601117

〈表面〉

保険料の負担軽減

国民健康保険(国保)料は、前年の所得や世帯の人数などによって算出されます。この保険料については、納付が困難な加入者が対象に負担を軽減する制度があります。

今年度、非自発的の失業者に対する軽減が創設されました。また非自発的の失業者以外の失業者でも、平成22年4月1日以降に雇用保険基本手当を受給する加入者や、前年と比較して所得が大幅に減少した加入者など、一定の要件に該当すれば保険料の減免を受けられる場合があります。

非自発的の失業者に

対する軽減

会社の倒産や解雇等により失業した国保加入者の保

国保の被保険者証(国民健康保険証)を4月1日の一斉更新からカード化します。

現在は、世帯で1枚の国民健康保険証を交付していますが、カード化とともに国保に加入している皆さん1人ひとりに1枚の国民健康保険証を交付します。

カードの発送は3月中旬を予定しています。保管などに注意し、同封するカードケースに入れて大切に使用してください。

臓器提供意思表示欄

カードの裏面は本人の臓器提供に関する意思表示欄になっています。臓器の移植に関する法律が一部改正されたことに伴って設けられました。記入は任意であり、義務付けるものではありません。意思表示をする場合は、字が消えないようにボールペンなどで記入し、その上に同封の個人情報保護シールを貼り付けてください。

注意事項 保険医療機関において診療を受けようとするときは、必ずこの証をその窓口で渡してください。

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植のために臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植のために臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

(1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。)

【心臓・肺・肝臓・腎臓・脾臓・小腸・膵臓】

【特記欄: 】

署名年月日: 年 月 日

本人署名(自筆): 家族署名(自筆):

〈裏面〉

個人情報保護シール

このシールを被保険者証裏面の臓器提供意思表示欄に記入したあと、上から貼り付けてください。このシールは一度はがすと再び貼ることはできません。

■ 特定受給資格者または特定理由離職者となる
離職者コード番号

離職理由 コード	離職理由
11	解雇(コード50の重責解雇を除く)
12	天災その他の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21	雇止めによる退職(雇用期間3年以上、契約更新1回以上、雇止め通知ありの場合)
22	雇止めによる退職(雇用期間3年未満、更新明示ありの場合)
23	契約期間満了(雇用期間3年未満、更新明示なし)
31	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職、退職勧奨
32	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間が12カ月以上の場合)
33	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月以上12カ月未満の場合)
34	やむを得ないと判断される自己都合退職(被保険者期間が6カ月未満の場合)

※受給期間終了後、雇用保険受給者証を破棄されている場合は公共職業安定所(ハローワーク)にご相談ください。

保険料と平成22年4月から23年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

(例1) 平成22年3月31日から23年3月30日まで失業した人: 離職日翌日の属する月から平成23年3月31日まで

度までの保険料と失業月の翌月から平成24年7月までの高額療養費負担限度額等を軽減

【特定受給資格者・特定理由離職者の確認】

雇用保険受給者証に記載

一部負担金の減免等

国保加入者が、ひとつの医療機関で1カ月に支払う一部負担金が高額となる場合、一定の要件に該当すれば一部負担金を減免します。

▽承認期間 原則として年間3カ月以内(医師の意見により最大6カ月)

▽要件 ①保険料に滞納がない②加入者全員の直近3カ月の収入が生活保護基準額の1.2倍以内③その他、特に必要と認められた場合

▽手続きに必要なもの 国民健康保険証、給与支払証明書など収入状況等を証明できる書類、印かん

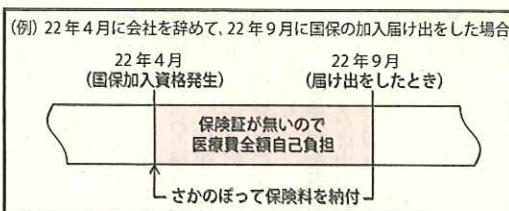
◆ 問い合わせ 国保医療課

こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの
1. 八幡市に転入したとき	印かん、転出証明書
2. 子どもが生まれたとき	印かん、国民健康保険証、母子健康手帳
3. 他の健康保険等を脱退したとき	印かん、健康保険等の脱退証明書
4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、保護廃止決定通知書
5. 外国人が転入などで加入するとき	外国人登録証明書
1. 八幡市から転出するとき	印かん、国民健康保険証
2. 家族が死亡したとき	印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの
3. 他の健康保険等に加入したとき	印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証
4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
1. 退職者医療制度に該当したとき	印かん、国民健康保険証、年金証書
2. 退職者医療制度に該当しなくなったとき	印かん、国民健康保険証
3. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更	印かん、国民健康保険証
4. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき	印かん、国民健康保険証または本人確認のできるもの
5. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、在学証明書
6. 一時的な理由により他の市町村に滞在するとき	印かん、国民健康保険証

※届け出をする時に本人確認を求めることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。

代理人は、委任状と本人確認のできるものが要です。

※同一世帯に国保加入者がいる場合、手続きに国民健康保険証が必要です。



届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

加入手続きが遅れると

国保に加入するときや脱退するとき、届け出が必要ですが、必ず14日以内に市役所の国保担当窓口へ届け出てください。

国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(組合けんぽ)、健康保険組合(組合けんぽ)があります。国保は、これらに加入しない場合、国保に加入することになります。家族の加入している健康保険などの扶養(同居しているなくても加入できる場合あり)に入れない場合や、それまで加入していた健康保険の任意継続の保険に加入されない場合は、国保に加入することになります。